

日本占領期ビルマにおける国立銀行問題

武 島 良 成

【要約】 日本は、バ・モオ政府の中央銀行としてビルマ国立銀行を発足させ（一九四四年一月）、一年後をメドにビルマ国立銀行券を発行させることにした。新券の発行時には、南発券（軍票）の発行をやめ、軍費・進出企業の運営費も国立銀行券で賄う予定だった。だが、軍費が高んだこともあり、一九四四年六月には予定が変更られ、南発券の発行を続けることになった。これに対し、バ・モオ政府は、「通貨自主権」という論理を持ち出して反撃した。日本は妥協し、南発券の発行をやめ、ビルマ国立銀行券を利子付きで借りて軍費に充てることにした。また、必要量を毎月提示することや、保証として円を渡すことも了承した。日本は、一方的に恣意を通すことはできなくなっていたのである。他方、バ・モオ政府については、日本に正面から挑んでおり、傀儡政権という性格づけができないことが指摘できる。とはいえ、戦況が悪化して交通が途絶し、刷り上がった三〇億チャットの新券はビルマには届かなかった。

史林 九二巻二号 二〇〇九年三月

はじめに

一九九六年に刊行された波多野澄雄氏の『太平洋戦争とアジア外交^①』は、同戦争における日本の理念に関する論議を、新たな段階に移行させるきっかけをつくった。氏が注視したのは、重光葵をはじめとする外務官僚の理念である。氏は、重光たちが、戦争の理念として「自主」「独立」という看板を掲げることにごだわった意味を追究しようとした。他の研

究者による補足^⑤を含めてまとめると、少なくとも重光個人には、戦略的なものではあれ、「自主」「独立」への思い入れがあったことが確認されたといえよう。そして、このような理念が「大東亜共栄圏」というスローガンを拘束し、日本の行動（あるいは理念）を多かれ少なかれ複雑化させたのではないかということである。このような理解を前提に、酒井哲哉氏は、重光の理念を、戦後日本の「国際関係論」の成立過程と関係づけようとしている。また河西晃祐氏は、文化人たちの言説、タイやインドネシアの抵抗をあげつつ、「自主独立」というロジックが「日本の「指導」を脅かすことになった」というスケールの大きな見取り図を掲げている。フィリピン史・アメリカ史の研究者である中野聡氏も、河西氏の論を肯定的に評価し、太平洋戦争が「他者」の存在を通じて、帝国・日本のやり方が通用しないことを学習する過程でもあった」とまとめている^⑥。

これらに対し、二〇〇四年の岡部牧夫氏、二〇〇七年の森、吉田裕氏の著作では、日本側の行動・理念の「複雑化」についての捉え方は、かなり慎重なものになっている。岡部氏は、地域差を慎重に捉えながらも、ここでいう「複雑化」にあたるような事項を記していない^⑦。森氏も、重光・東郷外相の動きを詳述し、なおかつ藤原岩市（F機関長）や鈴木敬司（南機関長）に「一種の理想主義者」という評価を与えながらも、彼らの動きを「アジアの戦争の遂行をめぐる戦略上の対立として理解すべき」ことを強調している。また、吉田氏は、「大東亜共同宣言」の採択を契機に、「戦争目的をめぐる国内的な議論は、さらに混乱を深めていった」と記している。ただし、その宣言で「日本の権益至上主義的な対外政策の大幅な手直しが進んだわけでもない」としている^⑧。森・吉田氏の記述は、波多野氏の主張を部分的に受け入れてはいるが、「複雑化」の程度や意義については懐疑的なものだといえる。

これらの冷淡な総括は、「(再)発見」されてきた「自主」「独立」をめぐる言説・動きの分析に、以下のような限界があったからだろう。それは第一に、重光や一部の知識人の理念の抽出・分析にとどまる傾向があったこと。第二に、「自主」「独立」などの文言が、現地レベルでどう解釈・運用され得るものだったのかが深められていないこと。第三に、一

九四五年という軍事的崩壊期の事項の割合が高く、一九四一―一九四四年の話が少なかったことである。

さらに、第四の問題として、占領地での財務の問題が掘り下げられていないことがあげられる。この点に関し、小林英夫氏は、一九七五年の著書以来、東南アジアに実質的な軍票である南方開発金庫券（以下南発券）がばら撒かれていたことを指摘してきた。^⑨一九八三年に刊行された『続・現代史資料』一―でも、大蔵省資料の「円系通貨発行実質高調」が紹介され、二〇〇億円（ペソ、ルビーなど）に及ぶ南発券が発行されていたことが示された。^⑩この「円系通貨発行実質高調」には、海峡ドルの相場が四七〇分の一、ペソが七三〇分の一、ルビーが七八〇分の一に落ち込んだという注記も付いている。これらの史料や分析は、財務については「自主」も「独立」もなく、日本側の勝手な政策が続いたというイメージを支えるものになる。仮に、日本が「自主」「独立」の理念に拘束されたことを強調するのなら、それが財務の面にも現れていたことを示す必要があるだろう。

以上のような研究状況を受け、本稿ではこの財務の問題を掘り下げ、一つの視点を提供することを旨とする。一九四二―一九四五年の、日緬の財務をめぐるやり取りを検討し、そこに「自主」「独立」に拘束されるような事態があったのかどうかを検証する。特に、ビルマ国立銀行に関わる日緬の葛藤を検討し、日本側がどの程度、ビルマの「自主」「独立」の可能性を想定して動いていたのかを分析する。この銀行は、バ・モオ政府の中央銀行として、一九四四年一月に発足した。このような国立銀行は、日本が占領した東南アジア諸地域（タイ、仏印を除く）では、ビルマにのみ設けられたものだった。他の地域では国立銀行は設置されず、日本の南方開発金庫（以下南発）が、最後まで中央銀行的な役割を果たした。とはいえ、日本は、このビルマ国立銀行を、他地域に先駆けたパイロット・ケースとして意識していた。戦況の悪化により中止となったが、フィリピンの国立銀行などが、これに続くものと考えられていた。^⑪ビルマ国立銀行は先例となる予定であり、同行を取り上げることは、財務という重要な課題に関し、日本の将来構想を、一般論に近いところで示し得るものになるだろう。

管見の限り、同行に関する先行研究は皆無に等しく、先の小林氏も触れていない。僅かに、軍政担当者として渡緬経験を持つ太田常蔵氏が、バ・モオ政府に資金を供給したこと、国立銀行券を発行しようとしたことなどを紹介した程度である^⑩。このような研究状況を招いた一因は、同行の活動時期が戦争後半であり、関わった日本人が史料を持って帰ることが難しかったことにあるのだろう。また、対日蜂起のような華々しい話ではないため、ビルマ側の関係者が多くを語らなかつたということもあるだろう。

それでも、日本銀行金融研究所アーカイブ保管資料の中に、同行とビルマ国立銀行の顧問たちがやり取りした電報類が残っている^⑪。また、ビルマ側の史料としても、バ・モオ政府の予算報告などを入手できたので、空白を埋める材料として活用し得る。本稿では、これらの材料をもとに、同行をめぐる日緬の葛藤を分析していく。

また、これらの史料からは、バ・モオ政府がビルマ国立銀行を自立的なものにしようと尽力し、日本側と正面衝突を繰り返していたことが窺える。近年の研究では、東南アジアの現地政権が、それなりの自主性を持って日本軍に向き合っていたことが指摘されている^⑫。とはいえ、それが日本軍と衝突しない範囲でのものにすぎなかったのかどうかは未解明である。本稿の東南アジア地域研究の文脈での位置づけは最後に行うが、現地政権の「自主性」「傀儡性」の程度について、理解を深化させ得る分析ができるだろう。

論の構成については、まず第一章で、ビルマにおける行政費（一九四三年までは軍政監部とその下のバ・モオ行政府の予算、以後はバ・モオ政府の予算）と軍費（進出企業の運営費を含む）の支出の変遷を推さえる。これらは、部分的に太田常蔵氏が言及している話だが、一九四二年度以外は予算案のみが記され、全体の推移についても必ずしも明瞭にはされていない。本稿では、個々の予算が、全体のどの部分に当たるのかをはっきりさせるために、一九四四年度に至るまでの変遷をまず分析する。

その上で、第二章では、ビルマ国立銀行の設置をめぐる計画と、設置後の経営状況について分析する。そして、預金を

ほとんど得られず、ビルマ政府（バ・モオ政府）から預けられた税金も小額であり、軍票（南発券）頼りだった実態を明らかにする。そして第三章で、自立を求めるバ・モオ側と日本側の葛藤について分析する。

- ① 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』、東京大学出版会、一九九六年。
- ② 森茂樹「書評 波多野澄雄著『太平洋戦争とアジア外交』」、『日本史研究』四三〇号、一九九八年。
- ③ 酒井哲哉「戦間期日本の国際秩序論」、『歴史学研究』七九四号、二〇〇四年、九〇頁。
- ④ 河西晃祐「帝国」と「独立」——「大東亜共栄圏」における「自主独立」問題の共振——、「年報日本現代史」編集委員会「帝国」と植民地」、現代史料出版、二〇〇五年、七三―七七頁など。
- ⑤ 中野聡「植民地統治と南方軍政」、倉沢愛子ほか編『岩波講座 アジア太平洋戦争』七、二〇〇六年、二三頁。
- ⑥ 岡部牧夫「十五年戦争と日本の国家・国民」、大日方純夫・山田朗編『近代日本の戦争をどう見るか』、大月書店、二〇〇四年。
- ⑦ 吉田裕・森茂樹『アジア・太平洋戦争』、吉川弘文館、二〇〇七年、一八六―一九二―一九八頁など（森氏執筆箇所）。なお、鈴木敬司の「善意」について、筆者の評価は森氏のものとは異なるものである。拙著『日本占領とビルマの民族運動——タキン勢力の政治的上昇——』（龍溪書舎、二〇〇三年）の第二部第二章を参照。
- ⑧ 吉田裕『アジア・太平洋戦争』、岩波書店、二〇〇七年、一一〇―一一一頁など。
- ⑨ 小林英夫『日本軍政下のアジア』、岩波書店、一九九三年、一一二―一一三、一五六―一五九頁など。同『増補版』「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』、御茶の水書房、二〇〇六年（初版一九七五年）、四四四―四五〇頁など。
- ⑩ 多田井喜生編・解説『続 現代史資料』一一、みすず書房、一九八三年、九七二―九七七頁。この「円系通貨発行実質高調」は、一九四六年二月に調整されたものである。
- ⑪ 第三章の注二九を参照。
- ⑫ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』、吉川弘文館、一九六七年、四〇〇、四〇八、四一一、四二二頁。
- ⑬ 四七五八番の「ビルマ中央銀行関係」の史料群である。一―四五二頁の通し番号が付されており、本稿ではそれを明示していく。また、わかりやすくするために、随時仮タイトルを付けることにする。
- ⑭ 筆者は、一九九九年の論稿で、バ・モオ政府と現地軍の対立についてまとめたことがある（拙稿「日本軍とタキン勢力の関係について」、『歴史の理論と教育』一〇三号、一九九九年。後に前掲『日本占領とビルマの民族運動』に収録。また根本敬氏も、バ・モオの動きを追いて、「日本によって認められた「合法」的枠内に限定されていたとはいえ……自国の政治的自立を実現すべく、それなりの努力をおこなったと解釈することができよう」とまとめている（根本敬「東南アジアにおける「対日協力者」」、『岩波講座 アジア・太平洋戦争』七、岩波書店、二〇〇六年、三三三―三三九頁など）。フィリピンについては、リカルド・Ｔ・ホセ「信念の対決」（池端雪浦編『近現代日本・フィリピン関係史』、岩波書店、二〇〇四年）が、ラウレル政権の抵抗について詳述している。

第一章 占領下の財務状況

第一節 「独立」まで

一九四二年一月にビルマに侵攻した日本軍（第一五軍）は、当初、手持ちのドル軍票を使用した。日本軍は、同年五月までにビルマ全土を制圧し、五月一日には「通貨二関スル集團長佈告」を發した。^①これは、既存の貨幣に加え、軍票の使用を可能とすることの正式な布告だった。この後一九四三年一月に、日本政府の指示により、南方甲地域（タイ、仏印以外の南方占領地）では、南発が南發券を發行することになった。ビルマでは、南發ビルマ支金庫が横浜正金銀行のラングーン支店の一角を借りて業務を開始した。同支金庫は、同年八月二日には、旧インド準備銀行跡に營業所を移した。^②

この南發券は、東南アジアの占領地ごとに別々の通貨單位のものが發行され、ビルマではルピー券が使われた。後述するように、一九四三年八月一日の日本の指導下での「独立」までに、ビルマでは三―四億ルピー分が發行されたようである。だが、南發券は保証のない不換紙幣だった。小林英夫氏によると、南發の資本金は一億円とされ、日本政府が出資する筈だった。ところが、実際には五八四五万円が国債で払い込まただけだったのだという。^③南發はそれだけの保証で、一九四四年末までに一〇〇億円（一円＝ルピー＝一ギルダー）、一九四五年八月の終戦時までに二〇〇億円近くの南發券を發行したのだった。ビルマの南發券は、名目的には一ルピー＝一円とされたが、東南アジアの他の地域と同様に日本円との交換は禁止された。一九四三年六月以後、進出した商人の家族向け送金が認められたが、それは例外的な措置だった。^④

ビルマの元来の通貨流通高は、二億ルピー程度と見積もられていた。^⑤また、ビルマ政庁の歳入・歳出は、毎年度一億四〇〇万―一億六〇〇万ルピーで推移していた。^⑥そこにやって来た日本軍は、バ・モオ行政府の上に軍政監部を置き統治を進めた。そして、一九四二年度（一九四三年三月）の行政費は、歳入実績四〇四六万ルピー、歳出実績三三三二万ル

ピーというものになった。^⑦戦前の予算と比べると、比較的小規模なものだったことになる。しかもこれは、バ・モオ政府の予算までを含んだものだった。

このように予算を絞らざるを得なかった主因は、歳入が劇的に減ったことにあるだろう。一九三七年の歳入実績は、上位から順に土地収入（四六五三万ルピー）、関税（四二〇四万ルピー）、森林収入（二六〇四万ルピー）、所得税（二五九四万ルピー）、消費税（二三七七万ルピー）となっていた。^⑧占領期には、土地への課税を半減したり、相続税を新設するなどの改訂が行われた。個々の改訂理由については別に分析が必要だが、結果として上記の細目ごとの歳入実績は、七六一万、二六万（他に軍政監部が徴収したものの六〇〇万）、七三万、一三〇万、二八〇万となった。^⑨「緬甸軍政史」は、日本側の普通収入が七五六万ルピー、政府の普通収入が一七二三万ルピーだったとしており、合計すると二四七九万ルピーになる。差し引きで八五〇万ルピー程度の不足となるが、これを臨時会計（軍費）や財政調整繰入金、敵産収入で補ったようである。^⑩

続く一九四三年度の予算は、夏までの追加分を含めて、歳入・歳出ともに二億六三八四万ルピーと定められた。これは、戦前の一億四〇〇〇万〜一億六〇〇〇万ルピーという予算に、過剰となった籾を買い上げる臨時予算を付け加えた数字である。買い上げた籾（米）の売却代としては、二九五万ルピーが予定されただけだった。そのため、ポードウイン鉱山からの上がり（九三二万ルピー）が得られたとしても、総収入をかなり増やさなければ帳尻を合わせられない筈だった。^⑪軍政監部は、それを埋めるために、南発から当初予算で二一六五万ルピー、追加予算で六八四万ルピーを借り入れることにしたようである。^⑫だが、それでも、残りの一億数千万ルピーを普通収入で得られなければ、成立しない計画だった。

実際のところ、税収がどの程度あったのかは、手持ちの史料からははっきりしない。しかし、第二節で見ると、バ・モオ政府は間もなく、この「収入」（普通収入にあたる部分）を四一七二万ルピーに組み直している。^⑬四一七二万ルピーという数字の達成可能性はともかくとして、軍政当局が組んだ一九四三年度の収入見込みが、大幅に下方修正されたことがわかる。その差額は、第二章で見ると、ビルマ国立銀行が南発から受け取った南発券を供給し、埋めることに

なった。

ところで、このような行政費とは別に、日本軍の軍費（食料や物資の購買、雇用者の人件費など）や進出企業の資金としても、大量の南発券が発行されていた。それらを合わせた金額は、史料によって少しづつ食い違っている。「はじめに」であげた「円系通貨発行実質高調」によると、一九四三年九月の時点で、ルピー貨の発行は四億九七〇一万ルピーに達していたのだという。八・九月分の発行額を仮に合計一億ルピーとすると、八月一日の「独立」までに四億ルピーが発行されていたことになる。一九四四年に南発ビルマ支金庫が作成した「南発券（既発軍票ヲ含ム）流通高調」^⑮では、一九四三年九月末までの回送高が五億四四九六万ルピー、流通高が四億三七一〇万ルピーということなので、少しズレがある。この史料によると、七月末までの回送は四億〇七一〇万ルピー、流通は三億二七四万五万ルピーだったのだという。

他に、「緬甸軍政史」は、一九四三年六月一五日までに二億八〇〇〇万ルピーを放出したとしている。^⑯また、太田氏があげている南発の「主要勘定」を合算すると、一九四三年七月末の段階で、未放出のものを含めて二億六九三四万ルピーということになる。^⑰数字をこれ以上に厳正化するのは、手持ちの史料では困難なので、一九四三年八月一日の「独立」以前の放出額は、ひとまず三〜四億ルピーと理解しておきたい。

この放出額の中で、先に述べたように、一九四二年度の行政費として使われたのは八五〇万ルピー程度だったようである。一九四三年度の四〜七月については、当初予算で二一六五万、追加予算で六八四万ということになる（太田氏は、これらを合わせて二二〇〇万と取れるような記述もしている）。^⑱これらを引いた二億七〇〇〇万〜三億七〇〇〇万ルピーが、軍費や進出企業の運営費としてばら撒かれたことになるだろう。そのばら撒きの具体例については、第三節で紹介する。

第二節 「独立」後

一九四三年八月の「独立」後、行政予算は、ボードウィン鉞山や、日本の直轄地とされたシャン州の会計以外、全て

バ・モオ政府が扱うことになった。同政府は、一九四三年度の残りの時期（一九四三年八月―一九四四年三月）の歳出・歳入を、一億八七九六万ルピーに設定した。これは、軍政監部の計画をほぼ継承し、八ヶ月分に縮小したものだといえる。ただし、歳入については「収入」と「ローン」に分割し、「収入」を四一七二万ルピーとし、残りの一億四六二万ルピーを「ローン」とした。「収入」の内訳は、多い順に、地租（二五二四万ルピー）、森林（七一〇万）、消費税（六三三万）、収入税（二二六〇万）などとされた。^⑩ これまで、軍費や進出企業の運営費として、南発券のばら撒きが進んでいたが、行政費も南発券からの借り入れ（ローン）に多くを依存することになったのである。

その次の一九四四年度予算（一九四四年四月―一九四五年三月）では、歳入・歳出の規模は変更されず、ほぼ同額の一億八四九八万ルピーとされた。歳入のうち「収入」は六九九九万ルピーで、その内訳は、地租（二二九〇万ルピー）、関税（一〇二五万ルピー）、消費税（九一八万ルピー）などとされた。残りの一億一四九九万ルピーは、バ・モオ政府が発行した冊子では「赤字」とされた。^⑪ バ・モオ政府は、歳入の不足分と併せ、五億ルピーの国債を発行して取り纏うとしたようである。^⑫ そして、一九四四年末までに準備を進めたようだが、戦況も悪化しており、本格的に売り出されたわけではなさそうである。結局のところ、不足分は、ビルマ国立中央銀行を間に立てての南発券の融通で埋めることになった（後述）。

一九四四年度には、ビルマの北部は連合国軍に奪回されつつあり、戦況が悪化する中、収税機能は一層弱体化していたと見られる。後述するように、ビルマ国立銀行の対照表に記された「公金預金」も、一九四四年六月末に一二五万ルピー、八月末に一九八万ルピー、一〇月末に三四七万ルピーにすぎなかった。税金が基本的にビルマ国立銀行に収められていたと仮定しての話となるが、六九九九万ルピーという予定額を満たすことは全く無理だったのではなからうか。現に、一九四四年一〇月末のビルマ国立銀行のバ・モオ政府への貸付は一億八〇四二万ルピー（「政府貸上金」一億一四八六万ルピーと「ビルマ国軍貸上金」六五五五万ルピー）となっていた。三月末の貸付は五六六一万ルピーなので、差し引き一億二三八〇万ルピーを七ヶ月で融資したことになる（後述）。このペースで貸し付けるなら、一二ヶ月で二億二二一六万ルピーという

ことになる。これは一九四四年度の予算総額をやや上回る数字である。おそらく、バ・モオ政府の予算は、ほぼ金額が南発券で賄われていたのだろう。

それに加えて、軍費や進出企業の資金としての南発券の放出も、加速度的に進んでいた。先の「円系通貨発行実質高調」によると、一九四三年二月の段階で、南発券の発行は六億八五四万ルピーに達していたのだという。南発ビルマ支金庫の「南発券（既発軍票ヲ含ム）流通高調」でも、回送の累計が六億八一五四万ルピー、流通高は六億二一五五万ルピーとされている。^②「独立」後の五ヶ月で、一挙に二億二〇〇万〜三億九〇〇万ルピー増えたことになる。仮にこの中で七〇〇万ルピーが行政費だったとすると、後の一億五〇〇万〜三億二〇〇万ルピーが軍費だったことになる。

この後、一九四四年に入ると、手持ちの史料は「円系通貨発行実質高調」だけになるが、三月には一〇億七四七〇万ルピーに達したとされている。バ・モオ政府の一九四三年八月〜一九四四年三月の歳出（行政費）が、仮に計画通り一億八七九六万ルピーで済み、税収が計画の半分（二〇〇〇万ルピー）程度にはあったのなら、「独立」以後の八ヶ月間で、行政費として一億七〇〇万ルピーが、軍費として五億〜六億ルピーが新規にばら撒かれたことになる。

その後の一九四四年度（一九四四年四月〜一九四五年三月）については、「我国財政負担能力ト要負担額ノ試算」によると、二四億六二二五万ルピーの南発券が発行されたのだという。バ・モオ政府の歳出が、計画通りの一億八四九八万ルピーで収まり、税収が皆無に近かったのなら、行政費として一億八〇〇〇万ルピー程度、軍費として二三億ルピー程度の南発券が発行されたことになる。

第三節 軍費、進出企業の運営費の使用例

以上見てきたように、南発券の大部分は、軍費や進出企業の運営費としてばら撒かれた。その具体的な事例は、従来あまり学術的には検討されてこなかった。そこで、以下、幾つかの事例をあげておく。まず、将兵のための食料の収買につ

いては、第一八師団管理部の一九四三年一月の陣中日誌が注目される。同管理部は、人員五一二人、馬二二頭の食料を賄ったことだが、一月四日には中国系商人から牛肉九六キロ、川魚一四ビス、豆腐二五〇個、生野菜六〇〇キロを調弁し、翌五日には牛肉一二キロ、豆腐二三〇個、生野菜四九〇キロを、六日には牛肉一〇〇キロ、豆腐二五〇個、生野菜五四〇キロを、七日には豆腐九六個、生野菜三四四キロ、鴨卵一〇〇〇個を買ったことである。このような形で買い続けたのだとすると、ビルマには、初期には五万人、最も増えた時には三〇万を越す日本人（軍・民）がいたのだから、食費だけでも大変なものになっていったことが推測できる。

また、現地住民の労務に対する支払いについては、第五特設鉄道工務隊の高田守氏によると、一日につき一円五〇銭という協定があったのだという。^② ベンガル湾沿いのシットウエ地区では、一九四四年七月現在で、一日につき大人一円、子供五〇銭だったという情報もあるので、多少のばらつきはあったのだろう。^③ ビルマ全体での毎月の労働者数の推移は、元の史料からははっきりとはわからない。だが、例えば第四野戦飛行場設定隊の戦闘詳報には、中部平坦地区のシュエボウの飛行場建設の際に、一日あたり三五〇〇人を使ったという記載がある。その南方のオンドーについても、一九四二年二月の二九日間で、のべ九万三九一八人の「苦力」を使ったとされている。^④ 計算すると、一日平均で三〇〇〇人超ということになる。日本軍は、ビルマ全土で飛行場の設営と整備を行いつつ、それに要した労働者の数がかんりの規模にのぼったことが窺える。また、一般の軍に関しても、ベンガル湾に臨む国境付近で一個連隊（三〇〇〇人）を基幹として活動していた核支隊が、一六五七人の労務者を雇っていたという記事がある。^⑤

ビルマで住民の労働といえば、泰緬鉄道の工事への動員が有名だが、このような工事、荷役は、全土で日常的に行われていたことに留意する必要がある。そして、その数は相当に多いものだったと考えられる。第一復員局がまとめた「緬甸方面軍兵站の概要」には、一九四四年三月現在で四九万人の「作業用入夫」を使用していたと記されている程である。仮に四九万人を一日一円五〇銭で雇うなら、一ヶ月で二二五〇万円が必要だということになる。第二節で、一九四四年初期

の軍費のばら撒きは、月あたり六〇〇万〜八〇〇万ルピー（円）だったと推定した。四九万人というのは一見過大な数字だが、軍費と対照させると充分あり得た数だったといえそうである。²⁸

小 括

以上のように、一九四二〜一九四四（一九四五）年のビルマにおいて、日本は大量の南発券をばら撒いた。一九四三年八月の「独立」までに、三〜四億ルピーが発行されたが、戦前の流通高が二億ルピー程度だったことからすれば、既にこの時点で通貨はだぶつき、南発券の価値は下落し始めていたといえる。また、この段階までは、南発券はほぼ軍費や進出企業の運営費として使われ、行政費にはあまり充当されていなかった。「独立」後、インパール作戦の準備と実施のために、軍費としての南発券の放出は加速度的に進んだ。行政費も、ほとんどが南発券によって賄われることになっていった。とはいえ、行政費は相対的に少ないものだった。しかも、ビルマでも行政費は「内務部」「教育部」など縦割りで行けられ、人件費・施設費・旅費などの必要経費を多く含むものだった。そのため、中央銀行の主な業務が行政費の管理にとどまるのなら、日本側としても設置に反対する理由は少ないものだったことになる。しかし、発券業務が一元化され、南発券の発行が維持されないならば、話が大きく変わってくる。そのことを踏まえて、第二・三章の分析に移りたい。

- ① 「緬甸軍政史」、三三二頁。同史料は日本側の軍政担当者たちが、一九四三年八月の「独立」に合わせ、それまでの軍政の歩みを記した内部資料。防衛省防衛研究所蔵、資料番号は、南西・ビルマ・六八一七。
- ② 以上の南発に関する記述は、「緬甸軍政史」三三一〜三三三頁による。
- ③ 「増補版 「大東亜共栄圏」の形成と崩壊」の四四四頁を参照。
- ④ 「緬甸軍政史」三四三〜三四四頁による。
- ⑤ ビルマ国立銀行設立準備委員会の日本側顧問が一九四三年一〇月にまとめた「緬甸国立銀行設立準備委員会審議記録」（ビルマ中央銀行関係、一〇三〜一七頁）の一〇四頁による。「大緬甸誌」上（国分正三監修、緬甸研究会編、三省堂、一九四四年、三八八〜三九二頁）には、その内訳が載っているが、月による変動、硬貨の実流通量の不明確さのため、日本側も正確には掴めていなかったようではある。
- ⑥ 日本ビルマ協会編「ビルマ統計書」、国際日本協会、一九四二年、二二一〜二二三頁。

- ⑦ 「緬甸軍政史」三三三―三三四頁。また、太田常蔵「ビルマにおける日本軍政史の研究」、吉川弘文館、一九六七年、一五四―一六五頁。
- ⑧ 「ビルマ統計書」二二頁。
- ⑨ 「緬甸軍政史」三三〇―三三二頁。これ以外に軍政監部は塩税、酒税などを徴収し、合計七二万ルピーの収入を得ていた。
- ⑩ 「ビルマにおける日本軍政史の研究」は、一九四二年度会計の対照表を載せ(一五四―一六五頁)、敵産収入、財政調整繰入金、臨時会計などについても記している。
- ⑪ 「緬甸軍政史」三二五頁。
- ⑫ 「ビルマにおける日本軍政史の研究」一七〇―一七一頁。
- ⑬ 「緬甸軍政史」三二五頁、「ビルマにおける日本軍政史の研究」一六六―一六七頁。
- ⑭ Burmese Government, *Budget Estimates for 1943-44 (Final)*, 1943, Bureau of State Printing Presses, p.3.5.
- ⑮ 南発ビルマ支金庫「南発券(既発行軍票ヲ含ム)流通高調」(ビルマ中央銀行関係、一六四頁)。
- ⑯ 「緬甸軍政史」三四二頁。
- ⑰ 「ビルマにおける日本軍政史の研究」一七九頁。
- ⑱ 「ビルマにおける日本軍政史の研究」一七九頁。
- ⑲ Burmese Government, *Budget Estimates for 1943-44 (Final)*, 1943, Bureau of State Printing Presses, p.3.5.
- ⑳ Burmese Government, *Budget Estimates for 1944-45 (Final)*, 1944, Bureau of State Printing Presses, p.3.5.
- ㉑ Bureau of State Printing Presses, p.3.5.
- ㉒ 「(仮タイトル)ビルマ政府建国一周年記者会見資料」(ビルマ中央銀行関係、三四七―三九二頁)の三五五頁による。
- ㉓ 「南発券(既発行軍票ヲ含ム)流通高調」(ビルマ中央銀行関係、一六四頁)。
- ㉔ 「第一八師団管理部隊中日誌」(防衛省防衛研究所所蔵、南西・ビルマ・二四四)。
- ㉕ 高田守「金券米券発行のイキサツ」、柳井潔編『戦うビルマ鉄道隊』、乙三ビルマ会本部、一九六二年、四八一頁。
- ㉖ 「搜索第五四連隊陣中日誌」(防衛省防衛研究所所蔵、南西・ビルマ・二七五)。その一九四四年七月一七日の記事による。
- ㉗ 「第四野戦飛行場設定隊戦闘詳報」(防衛省防衛研究所所蔵、陸空・三FA・六四)。これは、一九四三年一月三日付けで作成された史料である。
- ㉘ 支隊長だった桜井徳太郎少将が記していた日記の一九四四年三月二一日による(桜井徳太郎「元陸軍少将桜井徳太郎陣中日誌」、四国地区ビルマ戦友団体連絡協議会、一九八一年、一〇八頁)。
- ㉙ 第一復員局「緬甸方面軍兵站の概要」(防衛省防衛研究所所蔵、南西・ビルマ・六八〇)。一九四九年にまとめられたもの。
- ㉚ この他、徴発した牛への対価について、筆者は博士論文で言及したことがある。併せて参照されたい(拙著『日本占領とビルマの民族運動』、名古屋大学、一九九八年、二三八―二四二頁)。

第二章 ビルマ国立銀行の誕生

以下、本章では、ビルマ国立銀行がいかに計画され、発足後どのようにに業務をこなしたのかを見る。

第一節 中央銀行設立の計画

東条内閣は、東南アジアの占領を進めていく中、挙国一致で「大東亜」の将来計画を議論する形をとり、諮問機関である大東亜建設審議会を設置した。同審議会は、一九四二年七月三日に「大東亜金融、財政及交易基本政策」を決定した。そこでは、「大東亜」各地域に発券銀行を置くことになっていた。その運営については、「構成及機構上日本銀行ト緊密ナル脈絡アラシメ其ノ業務ニ付テハ実情ニ即シ之ヲ定メ」るとされた。その際、新銀行券の印刷・鑄貨について、日本の指導下で既存の設備を利用し、「総テ皇国ニ於テ之ヲ把握スルモノト」されていた^①。東条内閣は、日本銀行法を制定し、政府による日銀の統制を強化していたが、ビルマについても指導・統制を意識していたことになる。

東条内閣は、開戦当初からビルマやフィリピンについて、日本の指導下で「独立」させる腹積もりだった^②。それに反対する南方軍と意見の調整を図りつつ、一九四三年一月一日の大本営政府連絡会議において「大東亜戦争完遂ノ為ノ緬甸独立施策ニ関スル件」を決定した。これは、「戦争完遂ノ為軍事上、政治上、経済上帝国ト完全ナル協力ヲ為スモノナル旨」の約束をすることを条件として、ビルマの「独立」を認めるものだった^③。その後、同年三月一日の大本営政府連絡会議で「緬甸独立指導要綱」が定められ、「独立」の内容がより具体化された。財政については、「別冊」で、「一六、金融ニ関シテハ資金ノ交流、決済方法、換算率等ニ付 帝国及爾他ノ地域トノ協力的体制ニ於テ之ヲ整備ス 発券機構ヲ整備シ新ナル通貨制度ヲ確立ス 但シ之カ実施ノ時期ハ諸般ノ情勢ヲ考慮シテ別ニ定ム 一七、財政ハ速ニ自立セシムル如ク指導ス」とされた^④。

大東亜建設審議会の答申と比べると、財政自立という概念が新たに加わったのが大きな相違点である。ただし、この「自立」の意味は、賀屋興宣蔵相が述べたように、「日本ニ財政上ノ負担ヲカクルハ適当ナラス」という発想にもとづくものであり、民族自決に配慮する意味のものではなかったようである。それどころか、大蔵省は、九月・一〇日の両日に

わたり、ビルマに「財政負担」「将来応分の負担」をさせることを提案していた。^⑤

これらは、「欲が深すぎる」「搾取の意になるので適当でない」とされ、この時には取り入れられなかった。ただ、バ・モオ政府の一九四三年度予算には一二〇〇万ルピー、一九四四年度予算には一八〇〇万ルピーの「戦争割り当て金」(war purposes allotment) が計上されている。^⑥ 史料不足により、この「戦争割り当て金」の性格を掘り下げることができないが、ドイツが行ったような占領地への課金だった可能性が高い。

ともあれ、このような大本営政府連絡会議での決定を受け、三月二四日には、関係主務省間で「ビルマ」ニ於ケル新通貨制度確立要綱(案)がまとめられた。そして、「独立」後一年以内を目標に、ビルマ中央銀行を設立し、以後は同行が独占的に発行することになった。^⑦ これを受けて、現地軍(第一五軍の上に新設されたビルマ方面軍)はバ・モオ政府と協議し、ビルマ新政府が同行に全額出資することを認めさせた(一九四三年五月)。バ・モオ政府の財務部は、一九四二年八月に「緬甸国立銀行草案」をまとめており、バ・モオ側は自前の国立銀行を持ちたいという希望を、前々から持っていたようである。^⑧

そして、八月一日の「独立」の後、同月一日に、大東亜省連絡委員会幹事会で「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」が定められた。その内容は、できるだけ速やかにビルマ国立銀行をつくり、将来はそれを中央銀行にする、資金を南発が供給する、役員はビルマ人とするが、先方が望めば日本人も参加する、「独立」後概ね一年以内に独占的に発券業務を行う、その際に、日本側の必要とする軍備・開発の資金を、日本側金融機関に円滑に供給する、差し当たり印刷は日本側が行う、保証は金銀・地金・公債などで行う、などというものだった。^⑨ これは、前年の大東亜建設審議会の答申を、ほぼ忠実に受け継いだものといえる。

この要領を受ける形で、同じ八月一日に、国立銀行設立準備委員会がつくられた。委員長は、バ・モオ政府の財務相となったウー・テー・マウンである。この委員会は、八、九月に何度か開催され、「緬甸国立銀行条例」(二月一八日施

行）に繋がる一般的な規程を定めていったようである。また、南発券の発行がいよいよ増える中で、新通貨の発行額を増加させることも定めた。日本側は一〇億チャット（国立銀行券の通貨単位はルピーに替えてチャットとされた）と概算したが、ビルマ側が一五億チャットにすることを希望し、了承されたのである。このやり取りからすると、南発券を全面的に国立銀行券に置き換えていくことを、日緬の双方が前提としていたことがわかる。また、テー・マウン委員長の方針で、ビルマ国立銀行の役員には日本人を入れないこととされた。とはいえ、その代わりに、正副の日本人顧問と顧問補が配置されたので、日本側は彼らを通して同行に介入することが可能だった。

この委員会に参加した南発ビルマ支金庫長の石田勲は、日本銀行が一億円のクレジットを与えることが必要だと考えていたようだが、それは計画にとどまった。また石田によれば、国立銀行券の発行後も、南発が「新中央銀行ト表裏一体的ノ緊密ナ連繋ヲ保チ」、日本側の資金を一括して借り受けるつもりだったという。将来的に南発を解消するつもりではなかったのである。また石田は、ビルマの財政と内地金融を切断することも確認していた。

第二節 ビルマ国立銀行の発足

このような準備段階を経て、ビルマ国立銀行は一九四四年一月一日に開業した。総裁はウー・バ・マウン、日本人顧問は下岡忠一、副顧問は南発の石田勲、顧問補は片山強である。下岡と片山は日本銀行からの出向であり、前後してビルマに到着した。開業直前の一月一〇日に開かれた第一回重役会では、当座預金の利率を年〇・五パーセント、定期預金の利率を半年で一・五パーセント、年一パーセントにすることが定められた。一月末の貸借対照表によると、資産三九九四万ルピーのうち、一〇〇〇万ルピーがバ・モオ政府出資の資本金、二四三万ルピーが南発から引き継いだ（¹¹）又貸しされた）政府への貸し金である。これらを合計すると三四三万ルピーになり、資産の八六パーセントを占めていた。それを、南発から年利二パーセントで借りている形である。そして、三九六七万ルピー（資産の九九パーセント）を、年利三

パーセントでバ・モオ政府に貸すのだった。単純計算すれば、年間五〇万ルピー程度の儲けが出る筈だった。一般の預け入れ金は、一月末までに五五六万ルピー程度を得たようだが、このうち四〇〇万ルピーは、ビルマ国軍とインド国民軍からの預金だった。これらはおそらく、軍の内部でなされた貯金運動によるものだったのだろう。その分を差し引いた純粋な民間の預金は、一五〇万ルピー程にすぎなかった。

以下、一九四四年一〇月末までの貸借表を欄外に示した（九月末分は欠）。一〇月末の資産は、南発からの借り入れが九三―九四パーセントを占めており、資金を同金庫に依存する態勢は変わっていなかったことになる。発足時に八六パーセントだったことからすれば、南発への依存は強まっていたことにさえなる。また、ビルマ国軍の資金も「政府貸上金」の一翼を担っていたことからすると、得た資金をほぼ全面的にバ・モオ政府に供給し続けていたことも確認できる。開業から一年弱の間、同行の性格・役割には大きな変化がなかったことになる。

自己資金を最後まで増やせなかったのは、一つには預金が全くと言ってよい程増えなかったからである。自己資金の比率は、一月末の時点では当座預金を中心に一四パーセントあったのが、一〇月末には七パーセントにまで落ちていた。預金は住民からほとんど得られなかっただけでなく、ビルマ国軍やインド国民軍のものもすぐに引き出される結果になっていた。自己資金が増えなかったもう一つの理由は、税収が一層減退したことである。同行は、中央銀行の通例として、バ・モオ政府が収めた税金を管理する役割を担っていたようである。しかし、一九四四年六月に初めて計上された時には、その額は僅か一二五万ルピーだった。八月末には一九八万、一〇月末には三四七万と多少は増えたが、予算規模が一億八〇〇〇万ルピーに及ぶ中、これでは自己資金と呼べるレベルのものにはならなかった。

日本占領期ビルマにおける国立銀行問題（武島）

表 ビルマ国立銀行貸借表（単位は万ルビー）
 （言葉を揃え、四捨五入するなど、武島が適宜手を加えている）

1944年1月末			
借		貸	
政府貸上金	3967 うち2416が以前からの引き継ぎ分	資本金	1000
銀行預金	1	当座預金	554 うちビルマ国軍300、インド国民軍100
現金	26	定期預金	0.6
他	0.5	貯蓄預金	1
		銀行借入金	2438 うち2416が南発の政府貸上金引き継ぎ

1944年2月末			
借		貸	
政府貸上金	4575 (+608)	資本金	1000
銀行預金	6 (+5)	当座預金	645 うちビルマ国軍325、インド国民軍149、庶民銀行8
現金	37 (+11) うち南発券34、在来貨幣3	定期預金	2 (+1)
他	2 (+1)	貯蓄預金	3 (+2)
		銀行借入金	2969
		雑預かり金	(国債買入れ希望預金)

1944年3月末			
借		貸	
政府貸上金	5661万 (+1086)	資本金	1000
銀行預金	0	当座預金	420 (-225) うちビルマ国軍1 (-324)、インド国民軍142、庶民銀行3
現金	36 (+1) うち南発券27、在来貨幣9	定期預金	2 (+0)
他	6 (+4)	貯蓄預金	6 (+3)
		銀行借入金	4267 (+1298)
		雑預かり金	8 (+8)

1944年4月末			
借		貸	
政府貸上金	一般：6491 (+830) 国軍：500 (+500)	資本金	1000
銀行預金	294 (+294)	当座預金	386 (-34) インド国民軍は-142
現金	82 (+45) うち南発券72、在来貨幣9	定期預金	2 (+0)
他	4	貯蓄預金	29 (+23)：利子限度を上げたので増加
		銀行借入金	5642 (+1375)
		雑預かり金	0 (-8)
		特別預金 (インド国民銀行)	48 (+48)
		他	0

1944年5月末			
借		貸	
政府貸上金	8116 (+1625)	資本金	1000
銀行預金	10	当座預金	575 (+189)
現金	61	定期預金	1
其他	6 (+1)	貯蓄預金	32 (+4)
ビルマ国軍貸上金	1286 (+786)	銀行借入金	7839 (+2197)
		特別預金	31 (+17)
		他	0

日本占領期ビルマにおける国立銀行問題（武島）

1944年6月末			
借		貸	
政府貸上金	8910 (+794)	資本金	1000
銀行預金	0 (-10) 期末につき引き出し	当座預金	479 (-92)
現金	65 (+4) うち在来貨幣14	定期預金	1
仮払金・未収利息・ 所有財産（器具）	26 (+24)	貯蓄預金	32 (+7)
ビルマ国軍貸上金	2758 (+1472)	銀行借入金	1億0096 (+2256)
		特別預金（自由印度銀行より）	66 (+35)
		仮受金	0
		未払利息	48
		当期純益金	34

預金中、公金が125、銀行より預け84、一般預金は短期363、長期12。純益金は、積立金と政府への納金に折半される予定。

1944年7月末			
借		貸	
政府貸上金	9718 (+807)	資本金	1000
ビルマ国軍貸上金	4521 (+1763)	準備金—前月末決算による	15 (+15)
中央卸売り共同組合	9 (+9)	銀行借入金	1 億 2619 (+2523)
器具	3 (+0)	当座預金	679 (+201)
他	33	定期預金	5 (+4)
現金	174 (+109)	貯蓄預金	50 (+11)

1944年8月末			
借		貸	
政府貸上金	1億0170 (+452)	資本金	1000
ビルマ国軍貸上金	5190 (+669)	準備金-前月未決算による	15 (+0)
当座貸越貸付金	47 (+38) うち庶民銀行19、中央卸 売共同組合28	銀行借り入れ金	1億3710 (+1092)
器具	3 (+0)	当座預金	787 (+118)
その他	50 (+17)	定期預金	4 (+1)
現金	189 (+15) うち南発券167、在来貨 幣22	貯蓄預金	57 (+7)
		雑預金	52 (+1)
		特別預金 (自由印度国民銀行)	15 (+23)
		其他	0 (+0)

預金中、公金が198、銀行より預け102、一般預金は624 (短期600、長期25)。ケメンダイン支店 (当座21、貯蓄預金0.4) の預金22。

1944年10月末			
借		貸	
政府貸上金	1億1486 (+650)	資本金	1000
ビルマ国軍貸上金	6555 (+507)	準備金-前月未決算による	15
当座貸越貸付金	19	銀行借り入れ金	1億6288 (+1324)
什器	4 (+0)	当座預金	1040 (+114)
その他	0	貯蓄預金	65 (+5)
損益	9 (+3)	定期預金	10 (+5)
現金	315 (+181)	雑預金	4
未取立手形	92 (+92)	特別預金 (自由印度国民銀行)	28
		其他	1 (+0)
		損益	30 (+0)

預金中、公金が347、銀行より預け55、短期一般預金700、長期一般預金25。

- ① 明石陽至解題『大東亜建設審議会関係史料』一、龍溪書舎、一九九五年復刻、五八―六〇、七〇頁。
- ② 『日本占領とビルマの民族運動』、第二部第一章を参照。
- ③ 参謀本部編『杉山メモ』下、原書房、一九八七年、三五〇―三五二頁。
- ④ 『杉山メモ』下、三八九―三九二頁。
- ⑤ 軍事史学会編『機密戦争日誌』上（錦正社、一九九八年、三六六頁―一九四三年三月九日の記事）と『杉山メモ』下の三八七―三八八頁による。
- ⑥ Burmese Government, *Budget Estimates for 1943-44 (Final)*, 1943, Bureau of State Printing Presses, p.6.
- ⑦ 『ビルマ』ニ於ケル新通貨制度確立要綱（案）（ビルマ中央銀行関係、一九一―一二〇頁）による。
- ⑧ 「緬甸軍政史」三四〇頁。また、「緬甸国立銀行設立準備委員会審議記録」（ビルマ中央銀行関係、一〇三―一七頁）の一〇五頁にも記述がある。
- ⑨ 「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」（ビルマ中央銀行関係、二六―二七頁）を参照。審議過程で作成された「ビルマニ於ケル国立銀行設立要綱案」（ビルマ中央銀行関係、一九―二三頁、二九―三三頁）も、ほぼ同一内容のものである。
- ⑩ 「ビルマ支金庫長求電」（ビルマ中央銀行関係、三五―三九頁）、「緬甸国立銀行条例案」（ビルマ中央銀行関係、五七―六七頁）などによる。前者は、一九四三年九月一八日に石田南発支金庫長が日銀総裁らに打った電報の写し。後者は、沢田廉三大使から青木一男大東亜相に送付された仮訳版。
- ⑪ 「緬甸国立銀行設立準備委員会審議記録」（ビルマ中央銀行関係、一〇三―一七頁）。その一〇三頁による。
- ⑫ 「緬甸国立銀行設立二伴フ当面ノ諸案件ニ対スル私見」（ビルマ中央銀行関係、二〇四―二一九頁）の二二二―二二六―二二七頁などを参照。
- ⑬ 一九四四年一月一七日付け下岡顧問から日銀外事局長への報告書による（ビルマ中央銀行関係、九一―九四頁）。その九三頁を参照。
- ⑭ 一月末の対照表は、ビルマ中央銀行関係、七八、八四、九八頁を参照。
- ⑮ これらの貸借表は、ビルマ中央銀行関係の二二六、二七六、二四一、二八四、三一六、三四四、四〇一頁に記載された表をもとに筆者が作った。

第三章 日緬の葛藤

以上、述べてきたように、ビルマに中央銀行を置き、独占的に発行させることは、大東亜建設審議会でまとめられた既定方針だった。その方針に沿って、一九四三年八月には「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領「がまとめられ、発券業務を一年以内に全面的に同行に移すこととされた。同行が行政費のみを管理するのなら、扱う金額の少なさからして、

その設置に反対する声はあがりにくかった筈である。しかし、発券の一元化が決まったために、日本の行動に支障が出る可能性が高まった。しかも、一九四三年八月の「独立」以後、南発券の発行は加速度的に増えていた。このような状況下で、一年以内に発券を全面的に移すという方針が継続されたのだろうか。本章ではそのことを探っていく。

また、日本側の負担を減らす意味で、独立採算の理念を取り入れるのなら、「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」の、国立銀行券を金銀・地銀・公債で保証するという方針が動揺したことも予測できる。しかも、税収の見込みが立たないにもかかわらず、国立銀行券を増刷する予定だったのだから、融資が無駄になる可能性も高かった。これらの問題も、併せて分析することとする。

第一節 発券をめぐる攻防

まず、ビルマ国立銀行券の発券問題について見る。既に述べたように、一九四三年八月一日の「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」では、「独立」後概ね一年以内に独占的に発券業務を行うこととされた。その際、差し当たり印刷を日本で行うこと、日本側が必要とする資金を、日本側の金融機関に円滑に供給することが定められた。独占的に行うことなので、概ね一年以内に南発の発券業務を停止するということである。南発の石田勲は、同年一〇月一日付けの私案で、発券後も南発が新中央銀行と連携するとしながらも、発券業務を手放すことを是認していた^①。同じ南発の昭南駐在理事室の三宅某も、一九四四年三月九日着の電報で、発券を一九四五年一月一五日に開始し、それと同時に南発券の新規発行を停止する案を伝えていた^②。さらに、一九四四年三月二六日のビルマ国立銀行の第三回理事会では、日本に留学生を送り、印刷・造幣技術を取得することが定められた^③。

第一章で指摘したように、一九四三年八月の「独立」以後、南発券は行政費・軍費の両方について加速度的に発行されるようになった。それでも、一九四四年の春頃までは、全面的に置き換える方針は変わっていなかったことになる。

ところが、同年五月六日に下岡顧問が、ビルマ国立銀行券の印刷（の事務）が難渋しているので、印刷開始と同時に南発券の回収をすることは不可能だと述べた。下岡は、金庫の場所がないことも危惧していた。^④下岡の書簡が日銀に届くまでやや間があったようだが、これらの問題は関係者の間で深刻化していたようである。そして、沢田大使は現地軍と話し合い、発券後もある程度の時期までは軍票の流通を認めるという希望を、五月一七日発の電報で青木一男大東亜大臣に伝えた。^⑤日本本国では、六月一二日に陸海外蔵大東亜の五省で「対緬通貨政策二関スル件」という申し合わせが行われ、発券開始後も保有量が不十分な間は、南発券を発行し続けた。これがビルマに六月二九日に伝えられ、さらに同日の追加の電報（二〇五号電）で、状況からして当分は南発券の併用になるとされた。また、南発券を発行し続けるのだから、日本側の所要資金をビルマ側から供給してもらう必要もないとされた。^⑥

この決定は、特に最後の部分が重要である。日本側の所要資金をビルマ国立銀行から切り離し、南発券で賄い続けるというのである。南発券の発行が加速度的に進む中、これは日本側にとり現実的な方策だった。半面、この決定は、「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」の、ビルマ国立銀行による発券業務の独占という内容を取り消すものだった。そのため、ビルマ側の強い反発を招き、七七八月のバ・モオ政府の閣議に提出された「通貨委員会報告草案要旨」では、新紙幣の発行の一元化が必要だということが改めて主張された。^⑦下岡顧問は、日本とビルマの板挟みになって苦慮したようである。七月一〇日の「内容要点」（おそらく石田副顧問が執筆したもの）と同日の片山顧問補の報告書には、下岡の立場を考えてほしいという意味のことが書かれている。ただし、彼らがそこで訴えた内容は、南発券の発行の停止ではなく、国立銀行券の印刷を促進してほしいというものにすぎなかった。^⑧

ビルマ側の不満はその後も高まっていき、九月にバ・ハン調査団がバ・モオ政府に提出した中間報告書には、軍票（南発券）の発行は中央銀行券の発行と同時に停止するものと了解しているという旨、記されている。^⑨つまり、日本側の指示を無視・棚上げしようとしているのである。一一月一五日付けで日銀外事局長に送られた報告書によると、ビルマ側は

「通貨自主権」という理念を持ち出していたようである。

同報告書によると、この段階での日緬の争点は、既に南発券の発行を停止した時の対応に移っていたようである。ビルマ側の反撃に対し、日本側もすぐにそこまでの譲歩をせざるを得なかったのである。同報告書によると、ビルマ側は、日本側の所要資金をビルマが決めるということや、必要な都度、協定を結ぶことを求めているということである。その際、供給する資金に対し、比例的に円を受け取ることも主張し、さらに、国立銀行が回収した南発券に課税する（円などと換えてもらうまで増額されていく）ことを訴えているということである。バ・モオ政府は、財政の自立を進めるべく、ここまでの要求をしていたのである。

これらの要求に対し、日本側は、同年末には、通貨発行権をビルマ国立銀行に一元化することを了承した。同時に、同銀行が日本の軍費・経済資金を円滑に供給すること、それらを日本側の借入金として扱い、利子をつけることまでが合意された。この件は、重光葵が大臣となっていた大東亜省（七月二二日付けで外相と兼任）でまとめられ、日銀の幹部たちに回覧されたようである。^⑩その際、日本側は、先にバ・モオ側が要求していた、ビルマ国立銀行による供給に対し、比例的に円を払うということに覚悟していた。だが、この時にはそのような要求はなされず、円借款のみが行われることになった。また、回収後の南発券の処理については、別途考慮するという事になった。バ・モオ政府は、目標とする通貨自主に向け、歩を進めることに成功したといえるだろう。

さらに、この後の一九四五年二月には、一連の合意事項を条文にした「ビルマ金融協定」を結ぼうというところまで、話が進んだようである。石田副顧問は、同年二月一六日の報告（様式からするとおそらく電報）で、このような協定を「近ク締結ノ予定」だと伝えている。その際、ビルマ側は、日本の資金の必要量を毎月提示することを求めているということである。また、軍費の削除を求めているということも記されているが、これについての詳細は不明である。^⑪ともあれ、「近ク締結ノ予定」だというのだから、年末段階での合意事項は、最低限組み込む予定だったと考えられる。

第二節 置き換えのペース

発券の主体をめぐる問題と並行して、南発券の置き換えのペースも論議の対象になった。一九四三年八月の「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」では、置き換えのペースまでは定められていなかったが、バ・モオ政府側は、一貫して早期の達成を要求した。一九四三年八月九月のビルマ国立銀行設立準備委員会での論議の段階で、日本側が国立銀行券の印刷を一〇億チャットにしようとしたのに対し、バ・モオ側は一五億チャットを要求した。「円系通貨発行実質高調」によれば、一九四三年九月の時点で南発券は四億九七〇〇万ルピー分発行されていた。それを置き換えるのなら一〇億チャットでも充分なようだが、新銀行券の発券時までさらに乱発されることを見越し、これだけ要求したのだった。日本側も、大きな異論を出さず増額を認めたようである。^⑮

ところが、南発券の発行はますます加速し、一九四四年六月には一五億ルピーを超えた。このような状況に対応するために、一九四四年五月一日に、バ・モオ政府の蔵相（ウー・セツ）と外相（タキン・ヌ）が沢田大使を訪ね、新銀行券の印刷を三〇億チャットにしたいと申し入れた。^⑯この件は、沢田から青木大東亜相に伝えられたが、六月一二日の「対緬通貨政策二関スル件」には、この要求を是認するような文言は見当たらない。その代わり、先に述べたように、新銀行券が不足するなら南発券の発行を続けろという指示が下された。^⑰増刷は認められなかったわけである。

この後、第一節で述べたように、バ・モオ政府は、通貨発行の一元化を日本側に求め続けた。その間の、ビルマ国立銀行券の印刷額に関する交渉の詳細は不明である。ただ、結論としては、三〇億チャットへの増刷の要求は叶えられたようである。一九四五年二月一六日の石田副顧問の報告には、日本本国で三〇億チャットの印刷が完了しているという記事がある。^⑱印刷完了が一九四五年二月以前だったのなら、増刷することの決定は、一九四四年秋以前になされていたことになろう。そして、この三〇億という数字は、一九四四年末までの南発券の発行総額に匹敵するものだった。^⑲バ・モオ側は、

粘り強く交渉することで、南発券を一挙に置き換えるよう手筈を整えさせたことになる。なお、先の石田の報告によると、この三〇億チャットで内地での印刷は一応打ち切りになったということである。^⑧ 南発券の発行も打ち切ることが決められたのだから、これ以上に国立銀行券が必要であるなら、ビルマで印刷するという含みだったのだろう。

また、先に述べたように、バ・モオ政府は、この他に五億チャットの国債を発行しようとしていた。これは、不可能だと反対する下岡顧問の頭越しになされたことだった。^⑨ しかも、下岡たちが、利子率を三・五パーセントにしなければ買手がないと主張したのを、バ・モオ側が三パーセントに引き下げたものでもあった。用紙の調達は日本側が行い、四苦八苦の末に、一九四四年九月一日に印刷局への搬入を終えたようである。この後、新聞『バマ・キット』の一九四四年二月二六日(?)^⑩に、国債売り出しの記事があることから、実際に発行されたものようである。これも、南発券からの脱却を進めようとした努力の一環と位置づけられよう。

第三節 信用の供与をめぐる

第一・二節で見たように、結局日本側は、ビルマ国立銀行の一元的な発券を認めた。本節ではさらに、同銀行券の信用(クレジット)問題を見ていく。一九四三年八月一日の「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領^⑪では、新銀行券について、金銀・地金・公債などで保証をすることとされていた。不換紙幣ではあるが、ある程度の裏付け金を確保しておくというのである。南発の石田ビルマ支金庫長も、一九四三年一〇月一〇日のメモに、日本銀行からの一億円のクレジットが必要だと記していた。^⑫ 石田は、この一億円という金額について、実際に使用される可能性が少ないので多めに設定したと書いている。

他の日本側の関係者たちも積極的に後押ししたようで、一九四四年三月九日着電の南発昭南駐在理事室の三宅某の私案では、国立銀行から無制限にチャットを借りられるようにして、その交換条件として、クレジット設定を約すべきとされ

ている。^{②③} また、片山顧問補も、一九四四年三月二二日付けの書簡で、日銀に対し、発券を機にクレジットを設定することを要求していた。^{②④} 重役会としての意見もこの頃に定められたようで、三月一五日に日銀が受け取った電報（ラングーンの南発の国安業務課長からのもの）では、一億円の信用提供の希望が出され、近く下岡から正式申し込みの筈だと伝えられている。^{②⑤} また、三月二六日の第三回理事会では、日本政府と交渉して、金・円を発券準備として幾ばくか出すことを求めることになったのだという。発券準備というのだから、ビルマ側としては早期の供与を求めるとのことである。理事の一人であるバ・ハンが渡日した時に、石渡莊太郎蔵相に二〇〇〇万円の借款を求めたことからすると、まず二〇〇〇万円を供与してもらい、それを段階的に一億円まで積み上げようとする戦略だったのだろう。なおこの時、バ・ハンは、円よりも金を希望するという意志も伝えたようである。

このような要望に対し、六月一二日に陸海外蔵大東亜の五省申し合わせ「対緬通貨政策二関スル件」が定められた。そして、金額は「若干」とされてはいるが、新通貨発行準備などとして、円資金を供給することになった。^{②⑥} 新通貨発行準備のためだというのだから、早期に供与する意志があったことになる。ところが、前記のように、この申し合わせがビルマの沢田大使に打電された六月二九日に、さらに追加の電報が打たれ（二〇五号電）、急遽差し止めることになった。新しい指示は、新銀行券が発行された時にビルマ側が希望すれば円を供給する、そしてビルマ側が希望するクレジットはこれで充足するものである。また、金については、共栄圏内の通貨の基礎は日本円なので、正式に要求されないように尽力する。フィリピン政府（ラウレル政府）が、続いて要求してきたりしないように努めるということだった。^{②⑦}

語句の上では微妙な違いだが、新通貨発行準備のため（つまり発行前）というのが、発行された後に希望すればという話になったのである。また、金の供給は完全に否定された。これは、前年八月一日の「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」の趣旨さえ変えるものだった。この変更に対し、渡緬していた日本人顧問たちも困惑することになった。石田副顧問は七月一〇日の「内容要点」で、下岡の立場もあり、金・クレジットの件についても実現するよう助力を請うと

記した。^③同日の片山の意見書でも、クレジットの許容は多少であってもプラスであり、金についても名目上で良いの中央が拒んだのは合点がいかないとされている。片山は、下岡の立場もあるので金・クレジットの実現を望むと、反復して書き綴っていた。^④

このような状況の中、バ・モオ政府は発券の一元化（南発券の発行停止）を主張すると共に、新銀行券の供与額に合わせ、将来ビルマ国立銀行が日本側に資金供給をする際に、比例的に円を受け取ることを主張しているというのである。この史料では、バ・モオの上京の際に、相互の主張のズレを調整することも提言されている。^⑤バ・モオとの会談後の一月六日にまとめられた先の史料によると、ビルマが当面必要な円資金の借款を認めること、その利率を三分五厘とするところが、おおよその了解事項になったのだという。^⑥

以上の円借款について、「名目上」という文言が散見されることからすれば、日本側はこれを東京に積み上げる腹積もりだったことが推測できる。一九四四年八月には、汪兆銘政権の儲備銀行にも、四億円を供給する約束をしたが、財務部長兼銀行総裁だった周仏海は、これを「一種の宣伝作用に過ぎない」と評していた。^⑦日本政府が円借款を許容範囲のこととして認めていった背景には、このような裏事情も存在したのだろう。とはいえ、周仏海は、同年一二月から翌一九四五年一月にかけて、少なくとも二〇トンの金塊を中国に運び込むよう、再三にわたり要請している。^⑧アジア側と日本側の綱引きは、円借款の契約という既成事実の上に立って行われることになったわけである。

- ① 「緬甸国立銀行設立ニ伴フ当面ノ諸案件ニ対スル私見」（ビルマ中央銀行関係、二〇四―二九頁）の二〇八頁による。
- ② 「(仮タイトル) 昭南駐在理事室三宅電報」（ビルマ中央銀行関係、二〇一―二〇二頁）の二〇二頁。
- ③ 「第三回理事会」（ビルマ中央銀行関係、二二四―二二五頁）の二二四頁。
- ④ 「(仮タイトル) 下岡顧問から日銀外事局長への書簡」（ビルマ中央銀行関係、八九―九〇頁）による。
- ⑤ 「昭一九、五、一七発青木大臣宛沢田大使発電写」（ビルマ中央銀行関係、二六〇―二六四頁）の二六三頁。

- ⑥ 「昭和一九、六、二九受、青木大臣発沢田大使宛電」（ビルマ中央銀行関係、三九六―三九七頁）と「昭和一九、六、二九受、青木大臣発沢田大使宛電」（ビルマ中央銀行関係、三九八―四〇〇頁）による。前者が二〇四号電、後者が二〇五号電。
- ⑦ 「通貨委員会報告草案要旨」（ビルマ中央銀行関係、三二四―三三一頁）の三七―三三八頁による。この史料は、バ・モオ政府の閣議に提出されたものを、一九四四年八月に日本語訳したものである。
- ⑧ 「内容要旨」（ビルマ中央銀行関係、二七九頁）と「仮タイトル」片山顧問補から日銀人事部長・外事局東亜第二課長への書簡」（ビルマ中央銀行関係、二八一―二八三頁）の二八三頁による。
- ⑨ 「ビルマ」特別調査団中間報告書」（ビルマ中央銀行関係、四一五―四五一頁）の四三九頁。この調査団は、バ・モオの兄でビルマ国立銀行の理事でもあったバ・ハンを団長とするもので、一九四四年八月一二日に報告書をまとめた。そしてこの報告書は、同年九月にバ・モオ政府に提出された。
- ⑩ 「仮タイトル」日銀外事局長への二月二十五日付け報告書」（ビルマ中央銀行関係、三九三―三九五頁）による。この報告は、次の二月六日付け報告と体裁が同じことから、大東亜省で作成された可能性が高い。「極秘」のハンが捺されており、「重役」の署名、九人のハンがあることから、重要な書類として回覧されたことがわかる。
- ⑪ 「仮タイトル」日銀外事局長への二月六日付け報告書」（ビルマ中央銀行関係、四〇五―四〇六頁）。日付けの下に「大東亜省ニテ」と記され、「極秘」のハンが捺されている。
- ⑫ 「仮タイトル」石田副顧問からの報告」（ビルマ中央銀行関係、四五一頁）。
- ⑬ 「緬甸国立銀行設立準備委員会審議記録」（ビルマ中央銀行関係、一〇三―一二七頁）の一〇三、一一四―一一五頁による。
- ⑭ 「昭一九、五、一七発青木大臣発沢田大使宛電写」（ビルマ中央銀行関係、二六〇―二六四頁）の二六〇頁。
- ⑮ 「昭和一九、六、二九受、青木大臣発沢田大使宛電」（ビルマ中央銀行関係、三九六―三九七頁）と「昭和一九、六、二九受、青木大臣発沢田大使宛電」（ビルマ中央銀行関係、三九八―四〇〇頁）による。
- ⑯ 「仮タイトル」石田副顧問からの報告」（ビルマ中央銀行関係、四五一頁）。
- ⑰ 「円普通貨発行実質高調」は、一九四四年末までの発行高を二八億三二七万ルピーとしている（「占領地通貨工作」、九七六頁）。
- ⑱ 「仮タイトル」石田副顧問からの報告」（ビルマ中央銀行関係、四五一頁）。
- ⑲ 一九四四年八月四日付け下岡顧問から日銀人事部長への報告書による（ビルマ中央銀行関係、九九―一〇〇頁）。
- ⑳ 「第二十四回理事委員会」（ビルマ中央銀行関係、三三九―三四一頁）による。
- ㉑ 同紙はバ・モオ政府が発行していたビルマ語の新聞。マイクロフィルムが不鮮明なので、二六日という日付けは推定である。
- ㉒ 「緬甸国立銀行設立に伴フ当面ノ諸案件ニ対スル私見」（ビルマ中央銀行関係、二〇四―二九頁）の二〇頁による。
- ㉓ 「仮タイトル」昭南駐在理事室至宅電報」（ビルマ中央銀行関係、二〇一―二〇二頁）の二〇二頁。
- ㉔ 「仮タイトル」片山顧問補から外事局第二課長への書簡」（ビルマ中央銀行関係、一八一―一九一頁）の一八五頁による。
- ㉕ 「仮タイトル」国安業務課長から石田支金庫長への電報」（ビルマ中央銀行関係、二〇〇頁）。報告のため東京に帰っていた石田に対する電報で、ビルマ側が一億円の信用供与を望んでいることを伝えたもの。一九四四年三月一五日着電。

②⑥ 「第三回理事会」(ビルマ中央銀行関係、二二四―二二五頁)による。

②⑦ 「ビルマ」特別調査団中間報告書」(ビルマ中央銀行関係、四一五―四五一頁)の四四一頁。

②⑧ 「昭和一九、六、二九受、青木大臣発沢田大使宛電」(ビルマ中央銀行関係、三九六―三九七頁)による。

②⑨ 昭和一九、六、二九受、青木大臣発沢田大使宛電」(ビルマ中央銀行関係、三九八―四〇〇頁)による。

③① 「内容要点」(ビルマ中央銀行関係、二七九頁)による。

③② 「(仮タイトル)片山顧問補から日銀人事部次長・外務局東亜第二

課長への書簡」(ビルマ中央銀行関係、二八一―二八三頁)の二八二―二八三頁による。

③③ 「(仮タイトル)日銀外務局長への二月一日付け報告」(ビルマ中央銀行関係、三九三―三九五頁)による。

③④ 「(仮タイトル)日銀外務局長への二月六日付け報告」(ビルマ中央銀行関係、四〇五―四〇六頁)による。

③⑤ 蔡徳金編・村田忠禧ほか訳『周仏海日記』、みすず書房、一九九二年。その一九四四年八月二四、二五日の記事(六九七―六九八頁)。

③⑥ 『周仏海日記』、一九四四年二月一日、一六日、一九四五年一月一六日、一八日の記事(七三三、七四七―七四八頁)。

まとめと展望

以上見てきたように、ビルマでは日本軍による狭義の軍政の時期(一九四二年―一九四三年七月)に、既に多量の南発券が発行され、貨幣の流通量は一・五―二倍になっていた。一九四三年八月の「独立」以後、発行のペースは一層加速した。その南発券の大部分は、軍費・進出企業の運営費として使われた。一方で、日本は、占領した各地域に、将来的に中央銀行をつくっていくことを構想していた。そして、一九四三年に、ビルマの「独立」に合わせて、国立銀行をつくることを決定した。同銀行は一年以内に独占的に発券を始める筈であり、金などで保証を行うことも、本気で考慮されていた。南発券の発行は加速度的に進んでいたが、一九四四年春頃までは、同券の発行を取りやめることを前提に準備が進められた。しかし、同年六月に、日本政府は方針を変えた。当分は南発券を併用し、南発が日本側の所要資金を賄うというのである。バ・モオ政府は、これに対し、通貨自主権という論理を使いつつ反撃した。そして、年末までに、発券をビルマ国立銀行に一元化し、日本の軍費・経済資金については同銀行が利子付きで供給するということになった。さらに、一九四五

年二月には、日本側が必要量を毎月提示するところまで話が進んだ。また、円借款や、既に発行された南発券を一挙に入れ替えることも合意された。とはいえ、同年一月はじめに、アメリカ軍はフィリピン島のルソン島に上陸しており、日本とビルマを船で往復することはできなくなっていた。そのため、印刷済みの国立銀行券を運ぶのは無理だった。その上、三月には、パサバラとビルマ国軍の対日蜂起が始まった。このような中、合意事項を実施することはできないままになってしまった。

これらの過程から、まず、日本側の対応が定まっていなかったことを読み取れる。南方建設審議会の答申では、発券は国立銀行が独占的に行うこととし、その業務は日本側（日銀）が強力で把握する予定だった。以後も基本的にその路線が維持されたが、南発券の需要が増える中、一九四四年六月には南発券の発行を続けることになった。それが、バ・モオ政府の抵抗にあうと、日本側は当初の計画以上に譲歩したのである。しかも、これらの譲歩は、日本軍の行動の自由を妨げ得る面を含んでいた。即ち、一九四三年八月の「ビルマ」ニ於ケル国立銀行設立指導要領」では、軍費も一年以内をメドに、国立銀行から供給されることになっていた。そして実際、一九四四年四～五月頃まではその予定で話が進められていた。それが一旦取り消され、復活した後は、供給する国立銀行券に利子を付けることになった。さらには、日本側の必要量を毎月提示するという線で話が進められた。しかも、国立銀行券の印刷は順調に行われたわけではなく、必要量を充て供給できない可能性があった。日本側の行動は、この点でも制約を受けかねないものになった。

一方、ビルマ側への円の供与については、東京に積み上げるものだった可能性が高く、日本側としては、多量に使われないよう圧力をかけていく腹積もりだったと考えられる。その意味では、これを「自主」への配慮として過大評価することはできないだろう。しかし、先の周仏海による金塊輸送の要求に見られるように、アジア側も受動的な姿勢に終始していたわけではない。財務の話ではないが、バ・モオ政府にしても、次の「三原則」の法制化を日本側に突きつけるなど、さらなる攻勢に出ているようである。情報相だったタキン・ヌによると、この「三原則」は、ビルマだけがビルマの不

動産を所有できる、会社の設立は、ビルマ人が資本の六〇パーセント以上を持つものに限るなどの内容だったという^①。従来から指摘されてきたことだが、バ・モオの自立に向けた志向は一貫したものだ。日本側（特に現地軍）は、それを苦々しく思いながらも沈黙させることはできなかった^②。日本側の恣意がいつまでも通る保証は、なくなつてきていたといふべきである。

以上の話を、近年の重光葵分析に引き付けていふならば、重光による大東亜大臣の兼任（一九四四年七月）が、このような流れの形成に棹をさしたといえそうである。既に波多野氏は、重光が一九四四年九月一〇日の衆議院予算総会で、五原則（大東亜宣言の理念に加え、内政不干渉、民族主義の尊重）を述べたことを指摘している^③。これを受けて、同月二五日付けでフィリピン大使に対し、重光の名で次のような電報が打たれた。二一 比律賓国の主権及独立を尊重し其独立国たるの体面を出来得る限り保持せしむると共に帝国の真意を實踐により比律賓官民に徹底せしむるに努め之がため（イ）各種施策の實施に當りては比側の創意を尊重と共に能ふ限り比側を表面に立て極力比島政府をして民心を把握せしむ（ロ）在比帝国軍官民に対し特に右趣旨の徹底を図り日比協力を阻害するが如き末梢的摩擦を根絶するに努む 三 既定方針に拠り比側に移管すべき業務に付ては參戰に伴ひ之が移管を促進す殊に邦字及華字以外の新聞をなるべく速に比側に移管す戰爭遂行上我方に留保せる事業に付ては戰爭終了後若くは其れ以前と雖も情勢之を許すに至らば比側に返還すべきものなる旨を闡明す^④。

同趣旨のものがビルマに出されたかどうかは不明だが、少なくとも重光のアジア外交に、現地政權への事業移管の積極化という要素が入つてきていたことがわかる。ビルマ国立銀行の「自立」に向けた動きも、このような重光の方針の一環として理解するべきではないだろうか。その際、重光の動きを受け入れる状況が、関係者の間に生まれてきたことにも注目する必要がある。片山顧問補なども、南発券の發行を継続する話になった時に、「今になり「メンツ」丸潰れとするのは策を得ざるものと思考せられ候」と述べていた^⑤。陸軍省や現地軍（ビルマ方面軍）にしても、管見の限りこの動きに強

く反発した形跡はなく、基本的に受け入れたと言えそうである。

以上の話を、東南アジア地域研究の文脈に位置づけるなら、バ・モオ政府が、従来考えられていた以上に強い姿勢で、主権国家に近づくことを求めていることを指摘できる。先に述べた「三原則」（不動産や会社から日本の影響を排除しようという政策）の件も、従来は注目されてこなかったが、改めて視野に入れる必要があるだろう。これらは、日本側との衝突を避けつつ慎重に行われたわけではなく、正面衝突を辞さないものだった。バ・モオ政府に対する傀儡政権という評価は、的外れなものだったことになろう。このように傀儡政権という評価が変わった時に、ビルマについてさらに何が言えるのか、他の東南アジア諸地域についてはどうかということとは、今後、史料を読み込みつつ考えていきたい。

① ウー・ヌー「日本占領下のビルマ」、『中央公論』一九五五年六月号、

九六―九七頁。ウー・ヌ（タキン・ヌ）は、これらを日本側に要求したバ・モオの姿勢を「勇敢な態度」だったと賞賛している。要求の時期は一九四五年三月頃だったようで、日本側は返事を先延ばしにしたのだという。

② 『日本占領とビルマの民族運動』の第二部第三節などを参照。

③ 『太平洋戦争とアジア外交』、二〇一頁。

④ 村田省蔵著、福島慎太郎編『比島日記』、原書房、一九六九年。その一九四四年九月二十七日の記事（一六八頁）。

⑤ 「(仮タイトル)片山顧問補から日銀人事部次長・外事局東亜第二課長への書簡」(ビルマ中央銀行関係、二八一―二八三頁)の二八三頁による。

(京都教育大学教育学部准教授)

The Burma National Bank under the Japanese Occupation

by

TAKESHIMA Yoshinari

The aim of this paper is to consider the conflict between Japan and Burma over the Burma National Bank, which was the central bank of the Ba Maw administration. The Burma National Bank was founded as the central bank of the Ba Maw government in January, 1944. Japan intended to found such central banks in other occupied territories, so this study can reveal the Japanese vision for financial policy in those areas and thus may illustrate an important financial policy in general terms.

In section 1, I examine the fluctuation of the Burmese non-military budget and military budget up to 1944 in order to show the proportion of each in the total budget. I demonstrate that the non-military budget was relatively small and point out that if the main role of the Burma National Bank were under the control of the Ba Maw's administration, Japan would have had little reason to oppose to establishment of the bank. However, if the issuance of the Southern Development Bank Notes (a kind of war note) was not sustained, this theory would have to be modified.

In section 2, I examine the plan for the foundation of the Burma National Bank and financial condition of its operation after its launch. The Japanese policy had been generally consistent in trying to control the Burma National Bank by posting Japanese advisers prior to its establishment. However, the bank had few deposits, and the amount of tax deposited by the government was small. Eventually, the Southern Development Bank Notes became crucial to the management of the Burma National Bank.

In section 3, I discuss the conflict between the Ba Maw administration that sought autonomy and Japan. The Burma National Bank planned to issue the Burma National Note by the first year after its establishment. When this note was issued, it was supposed to become the settlement currency for the military budget and Japanese companies in Burma instead of the Southern Development Bank Notes, which would be abolished. However, the enlargement of military expenditure made the plan impossible. The Japanese side changed the original plan in June,

1944 and the Southern Development Bank Note continued to be issued. The Ba Maw administration opposed this on the grounds of currency autonomy. Japan compromised with Burma and agreed to cease the issuance of the Southern Development Bank Notes and to fund the military budget by borrowing the Burma National Note with interest. Furthermore, Japan agreed to notify in advance the requisite monthly supply and to deposit Japanese yen as security. Japan no longer had sufficient authority to enforce arbitrary policies in occupied areas. The “counterattack of Asian countries against Japan” that has been indicated by other researchers can be seen to have occurred in Burma as well.

The Ba Maw administration has often been described as trying to enhance the autonomy of Burma. This paper demonstrates that it vehemently opposed Japan and was never a puppet government under Japanese control. However, due to the disruption of transportation in the deteriorating war situation, the new bills of the National Note of 3 billion Kyat that were printed in Japan were never delivered to Burma.

A Reexamination of the Phrase “*Ima no gyōuji*” in *Ryō no shūge*

by

HONJO Fusako

The aims of this study are first to confirm the meaning of the term “*ima no gyōuji*” in *Ryō no shūge* and clarify the changes in the consciousness of legal scholars as seen in interpretations of the *ritsuryo* codes from the mid-Nara to the early-Heian period.

Ryō no shūge is a privately compiled collection of commentarial writing on the administrative code, *ryō*, and contains not only the commentary from official *Ryō no gige* but also juxtaposes it with various commentaries of scholars of the law. The term “*ima no gyōuji*” that is found in the commentaries of the scholars was used as a historical source that indicated the current circumstances and standard practice within the bureaucratic offices of the time. In my view, the use of the term “*ima no gyōuji*” was a method for establishing an argument by legal scholars to interpret the administrative code, and use of the term functioned to supplement and strengthen their own theories.

The commentaries within the *Ryō no shūge* that chiefly used the method of re-